

○ 花巻市立保育所民営化事業者選定委員会設置要綱

平成28年5月25日告示第236号

(設置)

第1条 花巻市立保育所（以下「市立保育所」という。）の民営化に伴い、当該民営化を行う保育所の移管先となる設置運営事業者（以下「移管先事業者」という。）を選定するため、花巻市立保育所民営化事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 移管先事業者の募集要項及び選定基準の策定に関すること。
- (2) 移管先事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、移管先事業者の選定に関し必要と認められる事項

(選定委員会の構成員)

第3条 選定委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 保育の実施、児童福祉等に優れた識見を有する者
- (2) 民営化を実施する予定の市立保育所（以下「民営化対象保育所」という。）ごとの保護者代表
- (3) 民営化対象保育所の存する地区ごとのコミュニティ会議の推薦する者
- (4) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援又は法人の運営に関し識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、選定の対象となる事業者に対し、いかなる援助も行ってはならない。

2 委員は、選定の対象となる事業者から、いかなる援助も受けてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(除斥)

第9条 委員は、次の案件について、その議事に参与することができない。ただし、選定委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(1) 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が役員又は職員として在籍する事業者の案件

(2) その他委員に直接利害関係を有する事業者の案件

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、教育部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。